オ　外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第25項に規定する外国投資法人をいう。）の外国投資証券（同法第220条第１項に規定する外国投資証券をいう。）であって、国際証券コードごとに分類されたもの

第91条第１項第４号を次のように改める。

四　次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって次に掲げるもの

イ　生命保険会社（法第８条第１項第２号に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。）であって保険業法（平成７年法律第105号）第265条の２第１項に規定する保険契約者保護機構（以下単に「保険契約者保護機構」という。）の会員の資格を有するものへの生命保険（各加入者等に係る払込保険料のうち付加保険料（保険料のうち純保険料以外のものをいう。）（保険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。）に相当する部分であって、各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下である部分を除いた全額が、当該加入者等が60歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てるため、同法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴　生命保険の契約の相手方

⑵　保険業法第４条第２項第３号に規定する普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）

⑶　保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（生命保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間

⑷　第６条第21項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ　次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであって、イ及びハに掲げるもの以外のもので、生命保険又は生命共済の契約の相手方、普通保険約款又は農業協同組合法第11条の17若しくは水産業協同組合法第15条の２に規定する共済規定、当該普通保険約款又は共済規定に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成ごとに分類されたもの

⑴　生命保険会社

⑵　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（次項第５号において「農業協同組合等」という。）

ハ　ロに掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして将来の一定の時期を複数設定するもので、生命保険又は生命共済の契約の相手方及び保険業法施行規則第234条の21の２第１項第４号ロの資産の運用方針（将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）ごとに分類されたもの

第91条第１項第５号を次のように改める。

五　次に掲げる損害保険の保険料の払込みであって次に掲げるもの

イ　損害保険会社（法第８条第１項第４号に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）であって、保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険（各加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第70条第１項第１号ロに規定する未経過保険料及び同項第３号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分（各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下であるものに限る。）を除いた全額が、返戻金の支払に充てるため、保険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴　損害保険の契約の相手方

⑵　普通保険約款

⑶　保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間

⑷　第６条第21項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ　損害保険会社への損害保険の保険料の払込みであって、イ及びハに掲げるもの以外のもので、損害保険の契約の相手方、普通保険約款、当該普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成ごとに分類されたもの

ハ　ロに掲げる損害保険の保険料のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして将来の一定の時期を複数設定するもので、損害保険の契約の相手方及び保険業法施行規則第234条の21の２第１項第４号ロの資産の運用方針（将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）ごとに分類されたもの

第91条第２項第１号、第３号及び第５号並びに第６号中「法第25条第１項」を「第94条」に改める。

第92条を削る。

第93条第１項中「提供する場合にあっては」の下に「、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか」を加える。

第93条の次に次の１条を加える。

（指定運用の方法に係る情報の提供）

第93条の２　個人型運用関連運営管理機関は、第90条の２第１項の規定により指定運用方法を選定し、提示した場合は、次に掲げる事項に係る情報を加入者に提供しなければならない。

一　指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性

二　指定運用方法を選定した理由

三　第95条の２第２項の事項

四　運用の方法の内容（次に掲げる事項を含む。）に関する情報

イ　利益の見込み（利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨）及び損失の可能性に関する事項

ロ　運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項

ハ　運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項

五　当該運用の方法を加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去10年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が10年に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績

六　個人別管理資産額の持分の計算方法

七　次のイからニまでに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる情報

イ　預貯金の預入　預金保険制度（預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度をいう。）又は農水産業協同組合貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき農水産業協同組合貯金保険機構が実施する制度をいう。）（以下この条において「預金保険制度等」という。）の対象となっているか否かについての情報（預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、加入者等が受ける保護の内容を含む。）